

第7回ものづくり総合技術展運営等委託業務プロポーザルに関する審査要領

第7回ものづくり総合技術展運営等委託業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「第7回ものづくり総合技術展運営等委託業務プロポーザル募集要領」(以下「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は100点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

<u>(1) 企画・運営の内容</u>	<u>(60点)</u>
<u>(2) 業務実績</u>	<u>(10点)</u>
<u>(3) 実施体制</u>	<u>(20点)</u>
<u>(4) 金額</u>	<u>(10点)</u>

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

(1) 日時、場所

平成30年5月23日(水)午後1時～午後5時(予定)

高知ばばさんセンター 第2研修室(高知市布師田3992-2)(予定)

(2) プレゼンテーション

①プレゼンテーションの時間は1社30分とします。

②各社のプレゼンテーション開始時刻は別途お知らせします。

③各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。

附則1 この要領は、平成30年4月2日から施行する。

2 この要領は平成30年12月28日にその効力を失う。

別紙

審査基準

審査の項目	配点	審査の視点
企画・運営の内容	60	<ul style="list-style-type: none"> ・実現可能であり具体的で効率的な運営計画となっているか。 ・「ものづくりの地産地消」や「地産外商」の機運を高める提案となっているか。 ・レイアウトを含めて高知県ならではの楽しい演出が提案されているか。 ・来場者が万遍なく回遊する仕掛け（特に屋外展示ゾーンへの誘導）が提案されているか。 ・効果的な広報（特に県外、中学生及び20歳代）が提案されているか。 ・効率的で来場者にとって便利なシャトルバス・駐車場計画が提案されているか。 ・出展企業が出展内容をより効果的にPRできるような工夫がされているか。 ・展示会への来訪者からみて、個別出展企業の配置・内容を分かり易くする工夫などがみられるか ・十分な商談スペースが配置され、打合せなどが行い易いレイアウトとなっているか ・作業を行うためのスペースやテーブル・椅子などが十分に配置され、使いやすいレイアウトとなっているか。 ・防火、事故防止対策等安全に配慮しているか。 ・雨天時や突発的なトラブル時の対策など危機管理について配慮されているか。 ・その他展示会開催にあたって有益となる独自の視点や提案が含まれ、機能的なレイアウトとなっているか。
業務実績	10	<ul style="list-style-type: none"> ・類似の業務実績はあるか ・要求水準を満たす能力はあるか
実施体制	20	<ul style="list-style-type: none"> ・全てにおいて責任者の位置づけが明確であり、関係機関と連携して、主体的に作業が進められる人員・体制が確保されているか。 ・それぞれの業務についての役割が明確に記載され、担当者数及び兼務関係が明記されているか。 ・十分な能力と経験を有する責任者及び担当者を配置しているか。
金額	10	<ul style="list-style-type: none"> ・事業執行が可能な金額であるか。 ・効果的な事業施行が見込まれる経費配分か。